

改正案	現行
<p>第十八条 親会社株式（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社の発行したものに限る。第三十一条第一号において同じ。）は、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。</p> <p>2 (削る)</p> <p>第三十二条の二 削除</p> <p>(その他の剰余金又は欠損金の区分表示)</p> <p>第六十五条 その他の剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p>	<p>第十八条 自己株式（商法第二百十条ノ二第二項第三号に定める場合において同条第一項の規定により取得したものを除く。）は、流動資産に自己株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合は、注記によることができる。</p> <p>2 前項の規定は、親会社株式（商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社の発行したものに限る。第三十一条第一号において同じ。）について準用する。</p> <p>第三十二条の二 商法第二百十条ノ二第二項第三号に定める場合において同条第一項の規定により取得した自己株式は、投資その他の資産に自己株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合は、注記によることができる。</p> <p>(その他の剰余金又は欠損金の区分表示)</p> <p>第六十五条 その他の剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p>

一 その他の資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。）

二 三（略）

（自己株式の表示）

第六十八条の二の三 自己株式は、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しなければならない。

（当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額の表示）

第九十五条の六 当期純利益金額又は当期純損失金額に前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しによる利益金額、商法第二百八十九条第二項の規定により減少した利益準備金の額又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配（以下「中間配当」という。）の金額及び中間配当に伴う利益準備金の積立金額を加減した額を、当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額として表示しなければならない。

一 その他の資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金であつて、株主総会の承認を得て積立てられたものをいう。）

二 三（略）

（新設）

（当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額の表示）

第九十五条の六 当期純利益金額又は当期純損失金額に前期繰越利益金額若しくは前期繰越損失金額、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しによる利益金額又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配（以下「中間配当」という。）の金額及び中間配当に伴う利益準備金の積立金額を加減した額を、当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額として表示しなければならない。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>《規則》様式第十二号 資本金等明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1. (略)</p> <p>2. 資本金についての区分欄には、株式の種類を記載すること。</p> <p>3. 「うち既発行株式」の欄の括弧書には発行済株式総数を記載すること。また、<u>期末における自己株式の数を「摘要」欄に記載すること。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>《規則》様式第十二号 資本金等明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1. (略)</p> <p>2. 資本金についての区分欄には、<u>額面・無額面の別及び株式の種類</u>を記載すること。</p> <p>3. 「うち既発行株式」の欄の括弧書には発行済株式総数を記載すること。</p> <p>4～6 (略)</p>